

盛岡市こども計画（骨子案）

1 骨子案の趣旨

令和5年12月22日に閣議決定された「こども大綱」により、こども施策に関する基本的な方針や重要事項などが示されたことを受け、市では、これらの内容を勘案し、こども基本法第10条に基づく、市のこども計画を令和6年度中に策定することとしており、その内容の方向性について定める骨子案を作成しました。

この骨子案は、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けて国が定める重要事項等を基本とし、これまでの計画の推進状況や、こどもと子育て世代の現状を踏まえ、市の施策と事業の位置づけを整理したものです。

今後、こどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取し、計画の具体的な内容に反映させていくとともに、市が「こどもまんなか社会」の実現を目指すために必要な事項や、子育て世代が子育てに伴う喜びを実感しながら、こどもが幸せな状態で育つための環境づくりに必要な事項を計画に盛り込んでいくこととしております。

2 計画の位置づけ

(1) 計画に定めるこども施策の内容

こども計画は、市におけるこども施策についての計画を定めるものです。

こども施策とは、こども基本法第2条第2項において、次の5つの施策であることが定義されています。

- ① 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- ② 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- ③ 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備
- ④ 主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないが、こどもや子育て当事者に関係する施策（例：国民全体の教育の振興、仕事と子育ての両立等の雇用環境の整備、小児医療を含む医療の確保・提供）
- ⑤ こどもに関する施策と連続性を持って行われるべき若者に係る施策（例：若者の社会参画支援、就労支援、社会生活を営む上で困難を抱える若者支援）

なお、④と⑤については、①から③までの施策とともに一体的に講ずべき施策としてこども基本法に定められており、こども大綱において具体的な例示がされているものとなります。

(2) 「こども」の定義

こども基本法において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義されています。

この定義については、こども大綱においても、「18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、**こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者**を指している。」とされています。

なお、こどもの段階に関する言葉と、その示す範囲を表すと、次のとおりとなります。

	1	6	12	15	18	20	25	30	35	40
乳幼児期	■	■								
学童期		■	■							
思春期			■	■	■					
青年期					■	■	■	■		
ポスト青年期								■	■	■

※ 乳幼児期：義務教育年齢に達するまで、学童期：小学生年代、思春期：中学生年代からおおむね18歳まで、青年期：おおむね 18 歳以降からおおむね30歳未満（施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）

※「若者」については、思春期及び青年期の者とする。「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが、青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、「若者」の語を用いる。

(3) 既存の計画との関係

現在、市におけるこども・若者と子育ての施策に関する計画は、次のとおり策定されていますが、新たに策定するこども計画は、次の4つの計画等を一つにまとめ、一体のものとしします。

- ① 第2期盛岡市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）
（第2期次世代育成支援対策推進行動計画と一体的に策定）
- ② 盛岡市子ども・若者育成支援計画（計画期間：平成27年度～令和6年度）
- ③ 第2期子どもの未来応援プラン（計画期間：令和2年度～令和6年度）
- ④ 児童の放課後の居場所づくりに関する方針（計画期間：平成31年度～令和5年度）

また、こども計画は、本市のまちづくりの基本指針である盛岡市総合計画や、保健福祉分野を推進するための総括的な計画である盛岡市地域福祉計画をはじめとする他の関連計画との整合を図るとともに、国が定めるこども基本法と、こども大綱に基づく方針や施策の内容を踏まえて策定します。



3 計画期間

新たに策定するこども計画の期間は、令和7年度から11年度までの5年間とします。

これは、こども基本法附則第3条において、施行後5年を目途としてこども施策の見直しのための措置を講ずることが定められており、これに合わせて市のこども計画の見直すことを想定しているためです。

4 「こどもまんなか社会」とは

(1) こども基本法が目指す社会像

こども基本法は、「次代の社会を担う全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会」の実現を目指し、社会全体としてこども施策に取り組むことを目的に制定された法律であることが、同法第1条に定められています。

【参考】こども基本法第1条（抜粋・加工）

次代の社会を担う全てのこどもが、

生涯にわたる人格形成の基礎を築き、

自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、

心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、

将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現

(2) こども基本法の基本理念

こども施策を行う際の基本理念は、こども基本法第3条において、次の6点が掲げられており、市がこども施策を行っていく際も、これらが考え方の基本となります。

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- ③ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ④ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- ⑤ こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(3) こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

上記の社会像と基本理念を踏まえ、こども大綱では、「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」を「こどもまんなか社会」としており、こども・若者と子育て世代の具体的な姿を次のように定めています。

●「こどもまんなか社会」の実現に向け、目指すこども・若者の9つの姿

- ① 心身ともに健やかに成長することができる
- ② 個性や多様性が受け入れられ、自分らしく生きることができる
- ③ 生き抜く力を得るための様々な遊びや学び、体験ができる
- ④ 夢や希望に向けて将来を切り開くためのチャレンジができる
- ⑤ 固定観念や価値観を押し付けられず、自由な選択ができる
- ⑥ 意見を持つための支援を受け、表明し、社会に参画できる
- ⑦ 不安や悩みの解決のために、周囲のサポートを受けられる
- ⑧ 困難な状況から守られ、安全に安心して暮らすことができる
- ⑨ 働くことや、将来自分が親になることに夢や希望を持てる

●「こどもまんなか社会」の実現に向け、目指す子育て世代の7つの姿

- A 自分らしく社会生活を送ることができる
- B 経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる
- C 希望するキャリアを諦めず、仕事と生活を調和させ、社会で活躍することができる
- D それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることができる
- E 不安なく、こどもとの生活を始めることができる
- F 社会全体から支えられ、幸せな状態で子育てに伴う喜びを実感することができる
- G そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる

5 「こどもまんなか社会」の実現を目指すためのこども計画の構成

(1) これまでの計画の目的とのつながり

こども計画は、市におけるこれまでのこども・若者と子育ての施策に関する計画と一体のものとなるため、それぞれの計画の施策の内容と、その根拠となる法律の目的を踏まえ、「こどもまんなか社会」の実現に向けて目指す姿とのつながりを次のとおり整理します。

① 子ども・子育て支援事業計画	
目的	一人一人の子どもが健やかに成長し、及び子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与すること。
施策	子ども・子育て支援
内容	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境を等しく確保するための、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援
目指す姿とのつながり	・ 子どもが心身ともに健やかに成長することができる。【①】 ・ 子どもが生き抜く力を得るための様々な遊びや学び、体験の場を提供する。【③】 ・ 教育・保育施設等を利用する際の経済的負担を軽減する。【B】

	・ 地域子ども・子育て支援事業により、子育て世帯の身体的負担や精神的負担を軽減する。【F】 ・ それぞれの希望に応じ、家族を持ち、子どもを産み育てることができることに、不安なく、子どもとの生活を始めることができる。【D・E】 ・ 働くことや、将来自分が親になることに夢や希望を持てる。【⑨】
--	---

② 次世代育成支援対策推進事業計画	
目的	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資すること。
施策	次世代育成支援
内容	次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組
目指す姿とのつながり	・ 多様な労働条件の整備、育児休業を取得しやすい職場環境の形成、労働時間の短縮の取組を通じてワーク・ライフ・バランスを推進することにより、子育て世帯の身体的負担や精神的負担を軽減する。【C】 ・ 子育てをする保護者が自分らしく社会生活を送るとともに、希望するキャリアを諦めず、仕事と生活を調和させ、社会で活躍することができる。【C】 ・ 社会全体から支えられ、幸せな状態で子育てに伴う喜びを実感することができる。【F】

③ 子ども・若者育成支援計画	
目的	一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになること。
施策	子ども・若者育成支援
内容	子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組
目指す姿とのつながり	・ 全ての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指し、子ども・若者の意見表明や社会参画を促進する。【⑥】 ・ 若者が自立し社会で活躍するためには、就業し、経済的基盤を築くことが重要であり、働く場は、生活の糧を得るだけでなく、若者の成長、自己実現の場でもある。【A・B】 ・ 多様な価値観に出会い、相互に人格と個性を尊重し合いながら、その多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、固定的な性別役割分担意識や特定の価値観、プレッシャーを押し付けられることなく、主体的に、自分らしく、幸福に暮らすことができる。【②・⑤】

	・ 自らの権利、心や身体、社会に関する必要な情報や正しい知識を学ぶことができ、それらに基づいて将来を自らが選択でき、生活の場や政策決定の過程において安心して意見を言え、述べた意見が反映され、それにより周囲や社会が変わっていく体験を積み上げることができる。【⑥】 ・ 不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる。【⑦】 ・ 虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる【⑧】
--	--

④ 子どもの未来応援プラン（子どもの貧困対策実行計画）	
目的	貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないこと等、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにすること
施策	子どもの貧困対策
内容	全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするための施策
目指す姿とのつながり	・ 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等を実施する。【B】 ・ 家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばすことにより、夢や希望に向けて将来を切り開くためのチャレンジができる。【①・③・④】 ・ 経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。【B】

⑤ 児童の放課後の居場所づくりに関する方針	
目的	今後の「こどもの居場所づくり」を推進するにあたり、児童センター、放課後児童クラブ及びこども食堂が置かれている現状と、課題を整理し、今後の取組に関する方向性を示すこと
内容	児童センター：児童に遊びの指導をするとともに、安全な放課後の居場所を提供し、スポーツ・文化・情操活動を通して、児童の成長を促す 放課後児童クラブ：就労等で保護者が日中家庭にいないなどの理由で放課後の居場所が必要な児童を対象に、生活指導や育成支援を行う こども食堂：無料または安価で食事等を提供する社会活動を通じて、「孤食」の解決・こどもと大人たちの繋がり・地域のコミュニティの連携を図る
目指す姿とのつながり	・ こどもの成長と保護者の就労を支援する。【①・C】 ・ こどもが放課後等を安全・安心に過ごせる居場所を確保する。【①】 ・ 不安や悩みの解決のために、必要な支援につなぐ。【⑦】

(2) こども計画における「こどもまんなか社会」の実現に向けた行動

これまでのこども・若者と子育ての施策に関する計画と、こども基本法の目的、こども大綱が示す基本的な方針や重要事項などを踏まえ、「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・若者が「目指す姿」に近づいていくための行動を、次の5つにまとめます。

これらの行動により、市の全てのこども・若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができるようにしていくことが、こども計画における基本的な施策となります。

① 全てのこども・若者の「**成長**」のために必要な環境づくり

子ども・子育て支援と次世代育成支援の考え方を中心に、こどもが健やかに成長することができ、こどもを持つことを希望する者が安心して生み育てることができる環境づくりを行います。

② 全てのこども・若者が「**活躍**」し、自己実現をすることができる環境づくり

子ども・若者育成支援の考え方を中心に、多様な価値観に出会い、互いを尊重しあうことを学びながら活躍することや、自分の意見により周囲や社会が変わっていく体験を通じて、自己実現をすることができる環境づくりを行います。

③ 全てのこども・若者が「**困難**」に対する支援を受けることができる環境づくり

子ども・若者育成支援と子どもの貧困対策の考え方を中心に、不安や悩みを抱えたり、困難な状況に陥った場合に助けられ、差別や孤立、貧困に陥ることなく安全・安心に暮らすことができる環境づくりを行います。

④ 全てのこども・若者の「**家庭**」における子育ての負担を軽減するための環境づくり

子ども・子育て支援と子どもの貧困対策の考え方を中心に、出産と子育ての経済的負担、身体的負担、精神的負担のそれぞれを軽減するための支援を提供することにより、子育てにやさしいまちづくりを推進していきます。

⑤ 全てのこども・若者を「**地域**」全体で支え、子育てを応援するための環境づくり

既存の計画による各支援の考え方を中心に、市民や企業、行政などの多様な主体の連携・協力により、こどもが地域全体に見守られながら健やかに成長することができ、地域の中で子育て家庭が支えられるように、ニーズに応じた様々な支援を推進していきます。

(3) こども計画における施策・事業の位置づけ

「こどもまんなか社会」の実現に向けた行動を具体化し、施策・事業として位置付ける際は、こどもとその家庭が抱える課題を踏まえ、それぞれの事業の効果がどのような影響や変化をもたらすのか、そして、こどもとその家庭が「目指す姿」にどのように近づくのかということを想定するとともに、その効果や影響の大きさを意識しながら定めていくこととします。

以上のことを踏まえ、市における「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども計画の枠組みを表すと、次のページの表のとおりとなります。

【こども計画の枠組み】



6 こども大綱における施策ごとの重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するためのこども施策に関する重要事項について、こども大綱において次のように定められていることから、こども計画においても、これらの重要事項を基本とし、これまでの取組状況や、各調査に基づく市民のニーズを踏まえ、それぞれの施策における方針を定めることとします。

(1) こども施策のライフステージを通じた重要事項

① こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

こども・若者の今とこれからにとっての最善の利益を図るためには、こども・若者が権利の主体であると認識され、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障しなければならないという考え方が社会全体で共有される必要があります。

② 多様な遊びや体験活動の推進

遊びや体験活動は、言語や数量等の感覚などの認知的スキルや、創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などの社会情動的スキルの双方を育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながり、ひいては、生涯にわたる幸せにつながるものです。

このことから、こども・若者の健やかな成長の原点となる多様な体験・外遊びを含む様々な遊びの機会が、地域や成育環境に関わらず、年齢や発達の程度に応じて得られるように創出する必要があります。

③ こども・若者が活躍できる機会づくり

こども・若者が、一人一人異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り開いていけるようになるために、異文化や多様な価値観への理解、外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育や国際交流を推進していくことが求められています。

また、こども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるようになっていくためには、心身の発達に応じた教育及び学習により、男女平等の理念や性的指向、ジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深める必要があります。加えて、こどもに身近な存在である教職員等をはじめとする様々な世代が、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みを持つことがないようにする必要があります。

④ こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る切れ目のない支援を行うために、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進することが求められています。

⑤ こどもの貧困対策

こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題であることから、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切り、一人一人の豊かな人生の実現につなげていく必要があります。

このことから、貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進める必要があります。

⑥ 障害児支援・医療的ケア児等への支援

障害の有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるためには、障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するとともに、医療的ケア児等の専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応を含め、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、その発達や将来の自立、社会参加を支援する必要があります。

⑦ 児童虐待防止対策・ヤングケアラーへの支援

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであることから、家庭環境にどのような困難があつたとしても、こどもへの虐待につながらないようにしていくために、子育てについての困難や、こどものSOSをできる限り早期に把握し、支援する必要があります。

また、ヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいため、各関係機関における情報共有と連携により早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていくことが求められています。

⑧ こども・若者の自殺対策

小中高生の自殺者数が増加傾向にあり、危機的な状況となっていることから、誰もが自殺に追い込まれることのないようにするための自殺対策の推進が必要になっています。SOSの出し方や心の危機に陥った友人等からのSOSの受け止め方に関する自殺予防のための教育や、電話・SNS等を活用した相談体制の整備など、こども・若者を独りにしないための取組が求められています。

⑨ 犯罪などからこども・若者を守る取組

こどもが一生に残る傷を負う事件やこどもが生命を失う事故が後を絶たず、こどもの生命・尊厳・安全を脅かす深刻な状況があることを踏まえ、こどもの生命を守り、犯罪

被害や事故、災害からの安全を確保することにより、全てのこどもが健やかに成長するための対策を推進する必要があります。

また、こども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援、自立支援を、学校や警察等の地域の関係機関・団体と連携しながら推進していく必要があります。

(2) こども施策のライフステージ別の重要事項

① こどもの誕生前から幼児期まで

一人一人のこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるようにするためには、育ちの環境の多様性を尊重しつつ、保護者・養育者による子育てを支えるだけでなく、「こどもの育ち」に係る質にも社会がしっかりと目を向けることが望まれています。

このことから、次のことが求められています。

i) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

こどもを産もうとする若者に対し、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供するとともに、予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等への支援、里帰り出産を行う妊産婦への支援のほか、乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防の観点から乳幼児健診等を推進するなど、医療と母子保健との連携を推進すること。

ii) こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

こどもの心身の状況や、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、こどもの誕生前から幼児期までの育ちをひとしく、切れ目なく保障するとともに、障害のあるこどもや医療的ケア児、外国籍のこどもなどの様々な文化を背景に持つこどもを含む全てのこどもに対し、幼保小の関係者の連携により、こどもの発達にとって重要な遊びを通じた質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図ること。

② 学童期・思春期

学童期は、自己肯定感や道徳性、社会性を育む時期であり、安全・安心が確保された場で、善悪の判断や規範意識を形成し、協調性や自主性を身に付けるとともに、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要とされています。

また、思春期は、心身の変化を経験しながら、アイデンティティを形成していく時期であるとともに、様々な葛藤や悩みを抱える繊細な時期でもあることから、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されないよう支えていくことが望まれています。

このことから、次のことが求められています。

i) こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等

学校が、単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしながら、他者と関わりながら育つ、こどもにとって大切な居場所の一つとなるように、こどもの最善の利益の実現を図る観点から、また、格差を縮小し、社会的包摂を実現する観点から、公教育を再生させ、学校生活を更に充実したものとすること。

ii) 居場所づくり

児童センターや放課後児童クラブ、こども食堂、学習支援の場などの地域にある様々な居場所のほか、公民館や図書館などの社会教育施設等が、こども・若者にとってより良い居場所になり、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるようにすること。

iii) 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

休日・夜間を含め、こどもがいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療体制の充実を図るとともに、医療的ケア児やその家族も含めた支援体制を確保する等、地域のこどもの健やかな成育を推進すること。

iv) 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

こども・若者が、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力を得るとともに、自らのライフデザインを描けるようになっていくために、主権者教育や消費者教育のほか、様々な仕事・ロールモデルに触れる機会、社会人との交流の場、乳幼児と触れ合う機会などを創出すること。

v) いじめ防止

いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを念頭に、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた支援、関係機関等との連携の推進などの対策を行うこと。

vi) 不登校のこどもへの支援

不登校は、どのこどもにも起こり得るものであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮することを基本とし、全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるようにすること。

vii) 校則の見直し

校則は、各学校がそれぞれの教育目標を達成するために、学校や地域の状況に応じて、必要かつ合理的な範囲内で定めるものであり、校則の見直しを行う場合にはそ

の過程で子どもや保護者等の関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましいこと。

viii) 体罰や不適切な指導の防止

教職員による体罰や不適切な指導は、いかなる場合も許されるものではないため、根絶に向けた取組の強化を推進すること。

ix) 高校中退の予防、高校中退後の支援

高校中退を予防するため、高校における指導・相談体制の充実を図るとともに、地域若者サポートステーションなどによる高校を中退したこどもの就労支援や復学・就学のための取組の充実を図るほか、高校を中退したこどもの再入学や学びを支援すること。

③ 青年期

青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間であり、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期であることから、自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組や、相談支援が望まれています。

このことから、次のことが求められています。

i) 高等教育の修学支援、高等教育の充実

家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、高等教育段階の修学支援を着実に実施するとともに、在学段階から職業意識の形成支援を行い、学生のキャリア形成支援やライフプランニング教育を推進すること。

ii) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

就職活動段階におけるマッチングの向上を図るとともに、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるような支援や、離職した若者が早期に再就職するための支援するほか、離職した若者が早期に再就職し、その持てる能力を発揮できるよう支援する。また、持続的に若い世代の所得が向上し、将来に希望を感じられるような魅力的な仕事を創っていくための取組を支援していくこと。

iii) 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

結婚の希望が叶えられない大きな理由として、経済的事情や仕事の問題などのほかに「適当な相手にめぐり会わないから」が挙げられていることから、出会いの機会・場の創出支援として、効果の高い取組を推進すること。

iv) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実や、悩みや不安を誰にも相談できず孤独やストレスを感じている若者を、相談支援やサポートにつなげることができるようにすること。

(3) 子育て当事者への支援に関するこども施策の重要事項

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、子育て当事者が、身近な人から助言や支援、協力を得ることが難しい状況にあるため、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のために重要とされています。

このことから、次のことが求められています。

① 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

幼児教育・保育の無償化や高校等の授業料支援、高等教育段階の修学支援など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減のほか、児童手当の拡充や医療費の負担軽減を図ること。

② 地域子育て支援、家庭教育支援

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象として、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進するとともに、家庭におけるこどもの基本的な生活習慣、自立心等を育む教育の支援や、身近に相談相手がいらない状況にある保護者に対する切れ目のない支援を推進すること。

③ 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、男女ともに希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を使い、キャリアアップと子育てを両立できる職場を応援し、地域社会全体で支援する社会をつくること。

④ ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるとともに、こどもに届く生活・学習支援が行われること。